

小城下町研究の問題点と可能性

渡邊秀一*

I. はじめに

歴史地理学における戦後の近世城下町研究の大きな流れをつくったのは藤岡である。藤岡が近世城下町を現代都市の基礎と位置づけ、歴史地理学における近世城下町研究の課題を整理して以来¹⁾、藤岡自身による旧城下町景観の復原とその変容に関する研究²⁾をはじめ、矢守³⁾、藤本⁴⁾らの幾多の業績とともに、数多くの事例研究を積み重ねてきた⁵⁾。しかし、残された課題も多く、加えて近世城下町研究が全体的に個別城下町への関心の強さ、個性記述的な地理学的伝統から抜けきれず、地理学として理論化への準備さえできていないことを武藤は1980年代初頭に指摘していた⁶⁾。

武藤が歴史地理学における近世城下町研究の将来に危惧を抱いた1980年代、歴史学の都市研究は新たな段階を迎えていた。体制史的研究が主流を占めていた中で社会史が注目されるようになり、都市生活史(誌)とも呼ぶべき新たな分野を切り開きつつあった⁷⁾。こうした動きは都市史研究にも反映し、都市形態や都市景観といった都市の物理的側面を中心にして分析してきた歴史地理学に批判を加え、都市空間を「たんに道路や街区、都市施設や町並み、住居などから構成された物理的な空間であるだけではなく、人間のさまざまな生

活がくりひろげられる〈場〉としての人文的かつ社会的空間である⁸⁾」と規定し、建築史や絵図研究の成果を取り込みつつ、「空間志向の都市史」を標榜して新たな分析視角に基づく都市史研究を開拓していたのである⁹⁾。

こうした都市史研究の新展開は景観復原とその分析、そして空間的視点までがもはや歴史地理学ひとりのものではなくなりつつあることを物語っている。歴史地理学でもこれに対応して近世都市の「盛り場」や「行楽」をテーマとした行動文化研究も見られるようになり¹⁰⁾、また菊池は人文主義地理学や行動主義地理学の発展を念頭に置いた新たな歴史地理学方法論を模索していた¹¹⁾。そして、近世城下町の歴史地理学研究にも新たな動きが生まれつつあるが¹²⁾、「歴史地理学的」な都市史研究の多大な成果と比べると、近世城下町に対する関心の後退、近年の新動向に対する対応の遅れを痛感するのである。

近世城下町の歴史地理学研究を活性化させるうえで、関連諸分野で発達した新たな視点と方法に学ぶべき点は多い。しかし、近世城下町の歴史地理学研究には、近世城下町概念に関わるより基本的な部分で問題点を残しているように思われる。そこで以下では1960年代に中島が積極的に進めた「一万石大名の城下町」研究と、藤岡¹³⁾が始めた陣屋町研究¹⁴⁾とを取り上げる。この二つの研究は同

*立命館大学非常勤講師

じ一・二万石級の零細藩の中心集落を研究対象としていながら、異なった方向を指向している。両者を分けたのは近世城下町の規定のしかたの違いであり、それらを通じて論議されたことは、近世城下町とは何かという点であった。それゆえ、「一万石大名の城下町」研究と陣屋町研究それぞれの問題点を再検討することは、単に「一万石大名の城下町」という規定や陣屋町という規定について再検討することにとどまらず、近世城下町概念そのものの再検討という意味をもつことになろう。

なお、中島のいう「一万石大名の城下町」は一般的に了解されてきた城下町と異なった意味を含んでいる。そこで、以下の各章で中島のいう城下町に言及するとき、一般的な意味での城下町と区別するため、これを「城下町」と表記する。また、本稿のタイトルでは「一万石大名の城下町」や陣屋町は用いず、両者を含むものとして敢えて小城下町という語を使用した。小城下町と使用するに至った理由はⅡ章・Ⅲ章を通じて明らかにされる。

II. 零細藩中心集落の城下町研究

零細藩の中心集落を城下町と認め、それを対象とする城下町研究に最初に取り組んだのは「一万石大名の城下町」と題する一連の研究報告を行った中島である。そして、その一連の研究報告は矢守によって陣屋町研究の嚆矢と位置づけられた¹⁵⁾。実際、小・零細大名の居館を中心に形成された集落に歴史地理学研究の意義を見いだし、今日の陣屋町研究につながる新しい研究分野の端緒を開いたのは中島である。しかし、中島のいう「一万石大名の城下町」と陣屋町とは似て非なるもので

ある。藤岡がリードした戦後の近世城下町研究では、藤岡自身が「一万石前後の城下町」や他の「機能が卓越し、それが後に城下町を兼ねたような」もの、「農村との社会的分業の顕著でないもの」は城下町とはいえないと述べ、当初から小・零細藩の城下町を近世城下町研究の対象から除外していた¹⁶⁾。これに対して、中島のいう「一万石大名の城下町」研究は「近世城下町研究の偏りを是正する¹⁷⁾」ことをその目的に掲げており、「一万石大名の城下町」研究が近世城下町研究の一環として構想しされていたことを伺わせるのである。

近世城下町研究が城下町であることを否定した小・零細藩の中心集落を敢えて「一万石大名の城下町」と呼ぶことについて中島は、①当該集落が政治的中心機能をもつこと、②商工業者の集中ではなく藩士の居住という点で当該集落が非農村的職業構成をもつこと、の2点を根拠にあげている¹⁸⁾。ただ、中島自身この2点だけで近世城下町概念に適合すると考えていたわけではない。近世城下町研究からの批判に対して、「一万石大名の城下町」の中には領国経済圏や藩域経済圏の形成はおろか町場の成立や政治的機能の存在さえ疑わしい事例が少なくないこと、さらに「一万石大名の城下町」が藤岡、矢守らのいう近世城下町概念に適合しないことを明確に認めているからである¹⁹⁾。したがって、中島はこの2点によって「一万石大名の城下町」が近世城下町であるといっているのではなく、「一万石大名の城下町」という近世城下町研究がそれまで一瞥もしなかった小・零細藩の中心集落も、大名居所が存在し、武家屋敷地区の形成が進むという近世城下町として必要な最低

限度の条件を備え、この点で近世城下町研究の対象となる可能性を残していることを示唆したと考えなければならない。別の言い方をすれば、「行政・交通・供給の中心機能を有する地域中心」であること、すなわち都市であることを強く求めた近世城下町概念²⁰⁾に対して、近世城下町をよりゆるやかにより広い意味でとらえようとしたともいえよう。実際、松山宏は城下町を「城館を核とし、ある程度の武士、商工業者、それに寺社で構成された非農業的要素の濃い集落²¹⁾」と定義し、厳密に都市であることを城下町の条件として求めてはいない。

しかし、小・零細藩の中心集落が近世城下町研究の対象となりうる可能性を示すものとして中島が強調した政治的中心機能と藩士の集住の2点には大きな問題点があった。藤岡は定府大名である大和国柳生藩を取り上げ、柳生集落の政治的中心機能に疑問をなげかけたが²²⁾、中島自身も定府大名について「陣屋は常時留守宅であり、在住藩士も少なく、領主と領民の関係が疎遠であった」と実態を報告している²³⁾。藩陣屋の存在と武家屋敷地区の形を確認するだけでは当該集落の政治的中心機能の有無が判断できないことを認めているのである。残念なことに、中島は自分自身の議論の出発点となっているこの政治的中心機能の存在確認の手段をこれ以上示すことはなかった。したがって、中島の「一万石大名の城下町」研究はそれまでの近世城下町研究が見逃していた城下町と非城下町の境界部分において近世城下町研究の可能性を積極的に認めたものではあったが、城下町と非城下町の境界は曖昧なままに残して終わったのである。

III. 陣屋町研究の展開と問題点

(1) 陣屋町の定義

筆者の知る限り、最初に陣屋町という語を用い、陣屋町のプランや景観を具体的に検討したのは藤岡の「山間盆地の小藩の陣屋町²⁴⁾」であり、中島の「城下町」研究が開始された1962年には大越の「泉州伯太陣屋村の研究²⁵⁾」も公にされている。陣屋町研究は中島の「城下町」研究と並行して進んでいたのである。

藤岡によれば、陣屋町とは「陣屋であって城がおかれずげんみつには無城主大名による準城下町というべき」もので、町も「いわば地方中心の在町にすぎない²⁶⁾」小・零細藩の中心集落である。さらに藤岡は小零細藩の中心集落を二つに分け、城郭を中心に形成された中心集落を小城下町と呼び、陣屋町と区別している。「準城下町」という表現からみる限り、陣屋町が中島のいのように非農村的集落であり、城下町的要素を幾分でも備えていたことは藤岡も認めていたといってよからう。しかし、小城下町と陣屋町との区別は陣屋町の近世城下町研究からの排除を明確に示したものとなっている。こうした藤岡の態度は陣屋町の規定にも反映し、大名居所を中心に形成された集落でありながら近世城下町ではない集落というだけで、陣屋町をそれ以上に積極的に規定しようとする態度はみられないのである。

こうして藤岡によって始められた陣屋町研究は中林²⁷⁾や、矢野²⁸⁾・土平²⁹⁾らによって受け継がれてきた。しかし、これらの中にも、筆者の知る限りでは、歴史地理学の考察対象として積極的な意義を認め、陣屋町を定義し

たものはない。例えば、矢野は陣屋を家格上から城郭を築くことのできない大名の居所に限定した上で、小大名の居所である「陣屋を中心とした町³⁰⁾」としているが、陣屋町を定義するにあたり、陣屋について詳細な検討が行われたにすぎず、基本的には藤岡の考え方を踏襲したものになっている。

(2) 陣屋町研究の問題点

藤岡が丹波国山家、大和国柳生について報告して以来、陣屋町研究も既に25年余りを経過している。この間、陣屋町研究の内容は大きく変化し、またいくつかの問題点も生じている。筆者の知る限りでは中島の「城下町」研究は1960年代に限られ、1970年代以降行われていない。「城下町」研究のこうした動向から判断する限り、陣屋町研究は1970年までにその役割を果たし終わったといってよからう。

しかし、1970年代以降も藤岡による陣屋町定義は受け継がれ、陣屋町研究は陣屋町を近世城下町研究の考察対象の外においてそのまま継続してきた。1960年代に当面の目的を果たした陣屋町研究は1970年代以降どこに研究の意義を見いだし、あるいは見いだそうとしてきたのかはっきりしていない。というよりはむしろ、近年の陣屋町研究は藤岡らによる当初の陣屋町研究から大きく変質し、陣屋町という用語だけが生き残ってきたといったほうが正確であろう。もちろん、1970年以降の陣屋町研究の中にも、教行寺寺内町の町屋を踏襲した田原本のように既存の町場に町形成を依存するといった城下町にはみられない特色を指摘した部分も見いだせる³¹⁾。しかし、集落の形態や構造のなかに都市的要素、あるいは城下町的要素を積極的に抽出しようと努める

傾向が強くあらわれているのもまた確かなことであり³²⁾、陣屋町定義は藤岡のそれに従いながらも、内容的には中島の「城下町」研究に接近しているいわざるをえないものである。

陣屋町研究の変質要因は、陣屋町研究が近世城下町研究の中から生まれたものであったにも関わらず積極的な意義を認められなかつたというその出発点に求められるほか、陣屋町定義のしかたにも一因があったと思われる。藤岡自身が近世城下町研究の考察対象外においていた集落は幅広く、その中で小・零細藩の中心集落は当初「一万石前後の城下町」と表現されていた。その「一万石前後の城下町」の中から小城下町と区別して陣屋町というカテゴリーがつくられている。実際、「一万石前後の城下町」の多くは陣屋を集落の核として形成されたものである（第1表）。したがって、「一万石前後の城下町」を陣屋町と言い換えてあまり支障がないようにもみえる。しかし、「一万石前後の城下町」を城郭と陣屋という景観的相違から陣屋町と小城下町に分けることに問題が含まれている。第1表によると明治2年の段階で10万石以上の藩には陣屋町が存在していないことになっているが、もし陣屋という景観的要素が重視されるならば、10万石以上の藩の中にも陣屋町というべきものが実際には存在している。加賀国大聖寺藩10万石の城下町がそれである。1844（天保15）年「大聖寺城下之図」（第1図）では、「御館」と藩主の居館が明記され、1854（嘉永7）年「大聖寺町割之図」でも同様の記載が行われている。こうした例は10万石未満の諸藩の中にもみられ、陸奥国七戸藩（1万石）、丹波国綾部藩（1.9万石）などは表1では城下町として分類されているが、城郭はな

第1表 1869（明治2）年の石高別城郭・陣屋分布

	城郭	陣屋	小計
10万石以上	47	0	47
9万石代	1	0	1
8万石代	5	0	5
7万石代	7	1	8
6万石代	15	1	16
5万石代	15	5	20
4万石代	6	2	8
3万石代	23	11	34
2万石代	26	18	44
1万石代	11	88	99
1万石未満	0	1	1
計	156	127	283

藤岡謙二郎編（1972）『日本歴史地理ハンドブック』、大明堂、より作成。

く、陣屋を中心形成されていた。その一方で、越前国鯖江のように城主大名でありながら実態に即して陣屋に分類され、城下町として扱われている例も存在している。以上の例で見る限り、近世城下町研究では城郭と陣屋の景観的違いよりもその実態を優先して城下町をとらえてきたといえよう。この姿勢を堅持して近世城下町研究の対象集落と対象外の集落とを分けるのであれば、小・零細藩の中心集落は対象外の集落として一括して扱われるべきで、陣屋町と小城下町とを区別するこ

とに特別な意味はなかったはずである³³⁾。

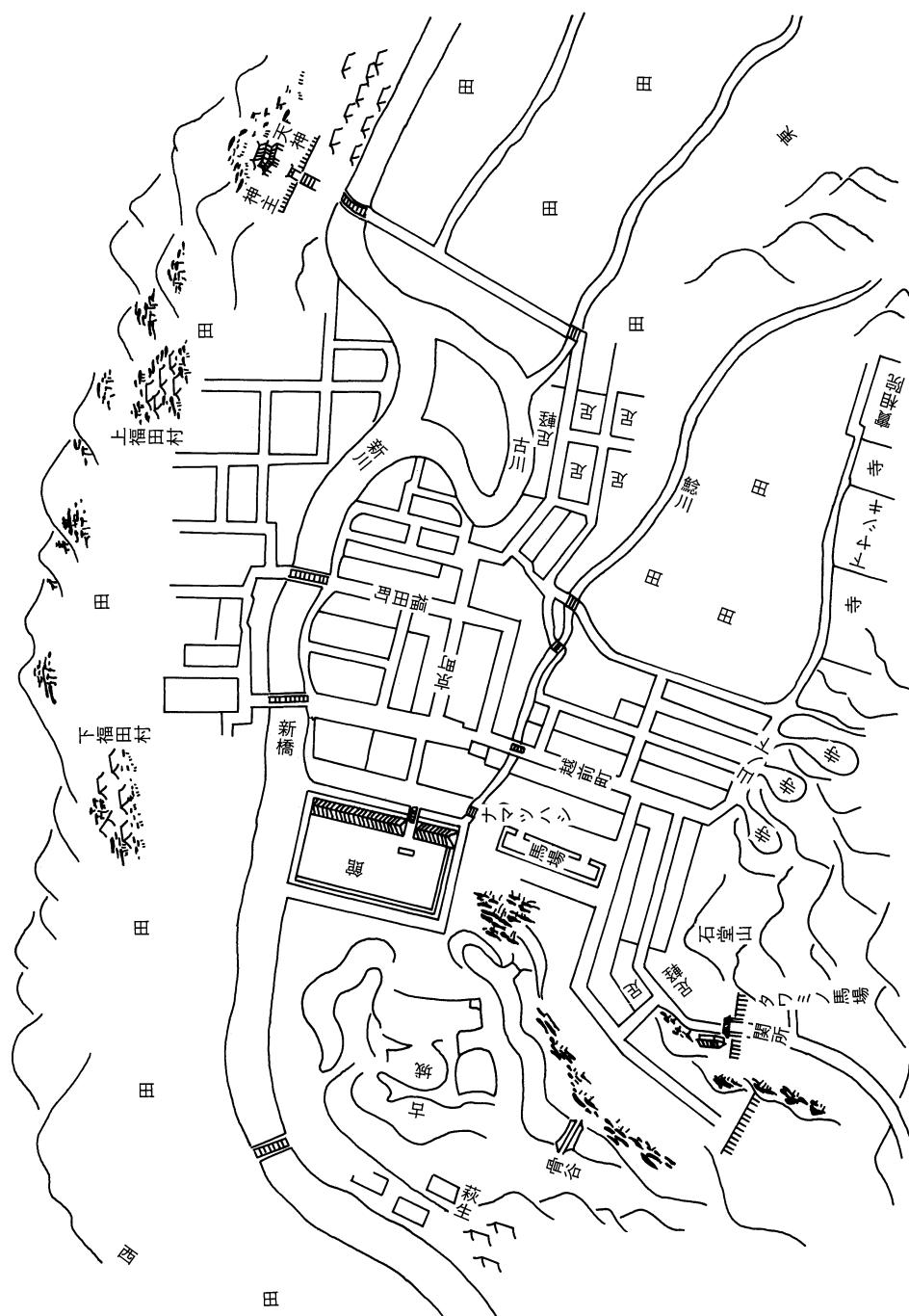
また、景観的特色を強く意識した陣屋町という語の使用は、1970年代以降陣屋町研究が中島の「城下町」研究に接近したことで一種の混乱を生じた。その混乱を端的に示しているのが、歴史地理学紀要31『盆地の歴史地理』所載の近江国大溝に関する矢野および八杉による2編の論文である³⁴⁾。矢野は大溝を陣屋町として扱い、八杉はそれを城下町として考察している。景観的因素を優先すれば矢野のように大溝は陣屋町と言うべきであろう。しかし、八杉が城下町としたのは大溝に城下町的要素を認めたからであり、その実態を優先すれば城下町と表現することも可能なのである。いずれにしても、景観的因素と実態のいずれを重視するかは研究者の関心と主觀に左右されることになる。

以上のように、現在の陣屋町研究は本来の姿を失って「城下町」研究に接近し、「城下町」と陣屋町とを区別して用いる意味が明らかに薄れている。「城下町」、陣屋町は中島そして藤岡それぞれの意図が込められた語であり、その後の陣屋町研究で起きたような用語上の混乱をさけるために、本稿では両者の含めて小城下町と総称しておく。ここでいう小城下町とは、藤岡が設定した小城下町というカテゴリーとは異なり、近世城下町研究の考察対象になる可能性をもつ小・零細藩の城下町・陣屋町の総称である。

IV. 小城下町研究の可能性

(1) 小城下町研究の課題

前章で述べたように、現在の陣屋町研究は「城下町」研究に接近し、その実態を失って



第1図 天保15年写「加賀大聖寺城下之図」(金沢市立図書館蔵)

いる。しかし、このことは別の意味で小・零細藩の中心集落に関する歴史地理学研究の可能性を示してもいる。すなわち、近世城下町であることを否定されてきた小・零細藩の中心集落のなかに城下町と呼ぶに値する都市的集落が存在するという事実によって、当該集落の城下町研究の可能性が開けるのである。そこで、再び中島の「城下町」研究が注目されることになるが、小城下町の城下町研究を展開するためには、「城下町」研究に対して加えられた藤岡、矢守らの批判に対する答えを準備することから始めなければならない。

藤岡は「地理学の対象とする城下町であるが為には、まず当時においても、且つ今もなお何らかの町を形成した人口の稠密な場所でなければならない³⁵⁾」といい、矢守も「一万石大名の城下町」に対して「城地ないし陣屋だけがあって、町の発達していないようなもの」は城下町ではないといった³⁶⁾。城下町とは領主の居館を含む城郭・城地、武家屋敷地、足軽屋敷地と、寺社地、そして商人町・職人町からなる町屋敷地によって構成された集落全体と理解されている³⁷⁾。また、既述の松山の城下町概念なども考え方をすると、商人町・職人町などからなる「町」の有無は近世城下町である限り欠くことはできず、藤岡や矢守の指摘は当然のことといえよう。

原田によれば、封建都市においては都市は封建領主階層の政治的支配の場所であって、都市住民の主体は武士階層であり、町人階層は被支配者であった³⁸⁾。この武士階層と町人階層の間にみられる支配—被支配の関係は単なる政治的関係ではなく、消費者層としての武士階層と無関係に町人階層が存在できないことを含意している。原田の指摘は封建都市

全般の特色を述べたものであり、近世においては町人階層の地位は中世都市のそれに比べ著しく向上している。しかし、近世都市の中で武士階層を主たる住民としてつくられた典型的な都市こそ城下町であり、政治・行政担当者としての武士階層の居住によって政治的中心機能が卓越し、また消費階層としての武士の居住に依存して町の形成が進むという封建都市形成の基本型は近世城下町においても適合するはずである。ところが、小・零細藩の城下町では武士の居住が町の形成はおろか政治的中心機能とも結びつかない場合が存在した。このことから城館と武家屋敷地区の形成、あるいは武士階層の居住を直ちに政治的・行政的中心機能の存在ととらえることを避け、どのような状況において政治的・行政的中心機能があると判断されるのか、そしてそのことと「町」の形成とがどのように関係づけられるのか、という点をまず確認しておかなければならない。

(2) 城下町の政治的中心機能と町形成

城館は城下町における封建的政治権力の象徴である。しかし、城館は城下町における政治的・行政的中心機能の存在を保障するものではない。これまで、政治的・行政的中心機能の存在は城館の存在と参勤交替の実施の二点によってほとんど認められてきた。なかでも参勤交替は、将軍の直接支配をうけて江戸に常住する旗本・御家人と大名とを分ける指標として³⁹⁾、さらに江戸と在地の二重生活から在地における町形成を促す要因としても重視されてきた。参勤交替を行わない柳生藩など定府大名の中心集落が近世城下町研究の対象から外されたことは当然のことである⁴⁰⁾。

しかし、城館と同様に、参勤交替の実施も政

治的・行政的中心機能に結びつかない例も見受けられる。本藩城下に居館を構えることが多かった新田大名がそれである。1672（寛文12）年に立藩した2つの岡山新田藩、鴨方藩と生坂藩を例に挙げよう。鴨方藩の藩領は当初備前・備中両国内に分散する新田2.5万石であったが、1684（貞享元）年に備中国浅口郡を中心とする2.5万石に改められている。生坂藩は1708（宝永5）年から新田を改め備中国窪屋郡を中心とする1.5万石を領有していた。このうち、生坂藩は窪屋郡等に藩領をもってはいるが形式にすぎず、岡山本藩からの凜米支給に頼っていた。『旧高旧領⁴¹⁾取調帳』にも鴨方藩領が「池田信濃守領分」と記されているのに対し、生坂藩領は「岡山藩領分」となっている。また、両藩とも藩の居館は岡山城下にあり（第2図）、鴨方・生坂に陣屋を構えたのは1868（明治元）年のことである。一般に新田大名は藩領域の分散がはなはだしく、この二つの岡山新田藩のようにある程度まとまった領域を有する場合でさえ藩高を本藩から支給されて成立していることもある。加えて、居館を本藩城下に構え、階層的に大名に属し参勤交替していくても、本藩からの政治的・行政的自立性や領域的基盤は弱く、新田大名の居館はおよそ政治的・行政的中心機能とは無関係である⁴²⁾。したがって、小・零細藩の中心集落が政治的・行政的中心機能をもつことを確認するには、城館はもちろんのこと、参勤交替の実施でも不十分であるといわなければならない。そこで、領主の在地性という考え方を新たに加えたい。ここでいう領主の在地性とは単に領主が一定の領域を自らの存立基盤として有することではなく、政治的・経済的動機から城下町を拠点に

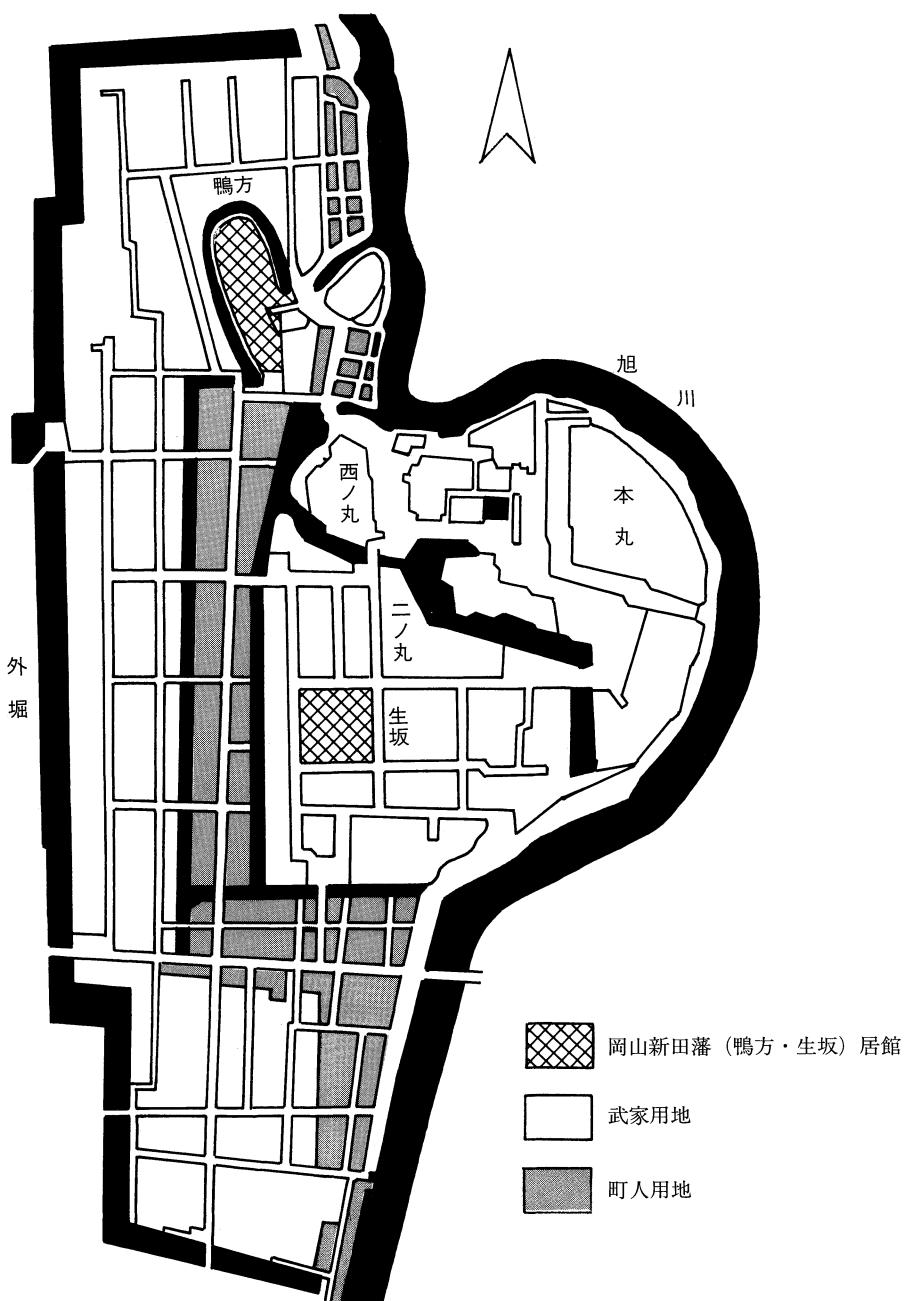
藩領域を自己の存立基盤として掌握しようとする能動的態度あるいは意思の意味であり、江戸に常住することが義務づけられていた旗本・御家人を除けば、領地高の大小とは関わりなく、大名だけでなく交替寄合⁴³⁾をも含めて考えることになる。城館、武家屋敷地区（集住する家臣団）等は城下町の重要な構成要素であるが、それらを統合して政治・行政の場所とし、町を形成する力に転換する作用、それが領主の在地性がもつ働きである。領主自身の態度、意思としての領主の在地性を推し量ることは困難だが、その具体的なあらわれとして城館周辺に集住した在地家臣団に注目したい。全家臣団数に占める在地家臣団数の比は藩によって一様ではないが、領主の在地性が弱く、政治・行政的機能が低いほど、全家臣団に占める在地家臣団割合が低下することは容易に推測できることである⁴⁴⁾。また、主要な消費階層である在地家臣団の知行高は町の形成に直接的な影響を与えると考えられるのである。

そこで、領主の在地性のあり方と、全家臣団数を1としたときの在地家臣団の大きさの関係をモデル的に示すと第3図のようになる。在地家臣の大きさ R (Retainers) は領主の在地性 L (Lord) に基づいて達成される城下町の政治的・行政的中心機能の相対的な大きさ、達成可能な最大限度の大きさを示している。領主の在地性から発する町を形成する力、これを A (Ability to construct a castletown) とおくと、A と L・R の関係は次の二通りである。

$$L=0 \text{ のとき, } A=0$$

$$L=1 \text{ のとき, } 0 < A \leq R < 1$$

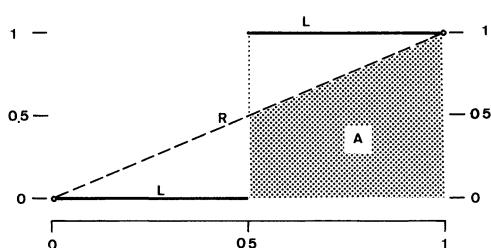
ただ、領主の在地性から発する町を形成する力を具体化するためには領域的基盤をもた



第2図 岡山城下（郭内）の新田藩居館

なければならない。藩領が城下町の存立基盤で、その分散が城下町の規模を規定する要因の一つであることは既に指摘されている⁴⁵⁾。

ただここでの関心は矢守や西村が行ったような藩領全体の集散状態ではなく、領主の意思から発する町を形成する力 A が具体化する



第3図 領主の在地性・在地家臣団割合と町形成能力

L=領主の在地性 R=在地家臣団割合

A=領主の意思に基づく町形成の能力

注：本図では、定府と参勤の区分を暫定的に0.5として作図した。

のに必要な領域、換言すれば在地家臣団の消費量と生産力が均衡して A の具体化を保障する最低限度の領域についてであり、その集散状態である。この領域を仮に基盤領域と呼べば、基盤領域は城下町を中心にして一円的に広がる領域であるべきだが、支配関係の錯綜などにより必ずしも単一の支配関係にあるとは限らない。したがって、ここで取り上げた領域の集散は基盤領域に占める藩領の大きさで表される。そして、この領域の集散状態を通してあらわれる領域的な町形成の能力を仮に D (Domain) とおくと、A は基盤領域内であっても原則的に当該藩の領域をこえて作用することはないと、D は A の実現可能な上限ともなる。したがって、A・D の関係は以下のようになる。

$$A \leq D, \text{ただし } D \text{ は } 0 < D \leq 1$$

以上を整理すれば、

$$\textcircled{1} \quad L=0 \text{ ならば、 } A=0.$$

$$\textcircled{2} \quad L=1 \text{ ならば、 } 0 < A \leq R < 1 \text{ か}$$

$$A \leq D \quad (0 < D \leq 1)$$

①型には城下町は存在せず、定府大名や新田大名などがこれに該当する。ただし、領主

の在地性の欠如は不変的なものではなく⁴⁶⁾、領主の在地性さえ備われば、直ちに②の型に転換する。②型は基本的な条件が整っており、城下町として扱うことが可能なものである。ただし、A と D がほぼ均衡しているもの(②-甲型)と、A に対して D が著しく小さいもの(②-乙型)と考えられる。大越が取り上げた伯太はこの②-乙型に該当している。

V. おわりに

本稿では中島の「一万石大名の城下町」研究と陣屋町研究をかりかえってそれぞれの問題点を整理し、小・零細藩の中心集落を近世城下町として位置づけることができるかどうか、その可能性の一端を検討してきた。「一万石大名の城下町」研究は1960年代のうちに終結し、同時に陣屋町研究の役割もそれによって一應達成されている。その後今日まで継続してきた陣屋町研究は1960年代の成果を基礎にしながら発展的に新たな役割を負って進められてきたというものではない。むしろ逆に、1960年代に否定したはずの「一万石大名の城下町」研究に近づいている。陣屋町研究のこうした実態や陣屋町定義がかかえている問題点などを考慮すれば、いったん陣屋町研究を終結すべき段階にきていると思われる。

もちろん、小・零細藩の中心集落に関する歴史地理学研究の意義を否定するものではない。小・零細藩の中心集落は都市と村落のいわば境界部分に位置しているだけに、これを材料に近世城下町研究が見逃してきた近世城下町研究の問題点を掘り起こし、再検討することも可能になると考えるからである。こう

した目的にそって進められる小・零細藩の中心集落に関する研究は近世城下町研究の一環として位置づけることもできよう。そのためにも陣屋町研究というのではなく、例えば小城下町研究といった新たな枠組みの中で小・零細藩の中心集落に関する考察を進めていくことが必要であると考える。

注

- 1) 藤岡謙二郎「城下町の地理的性格に関する二、三の考察」、人文地理3-5・6、1952、34-49頁。
- 2) 藤岡謙二郎『先史地域及び都市域の研究』、柳原書店、1955。同『日本歴史地理序説増補版』、塙書房、1962。同『現代都市の歴史地理学的分析』、古今書院、1977。
- 3) 矢守一彦a『都市プランの研究』、大明堂、1970。同b『幕藩制社会の地域構造』、大明堂、1970。同『城下町』、学生社、1972。同『城下町のかたち』、筑摩書房、1988。
- 4) 藤本利治『近世都市の地域構造』、古今書院、1976。
- 5) 松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究』、吉川弘文館、1967。藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説 近世編』、吉川弘文館、1977。藤岡謙二郎編『城下町とその変貌』、柳原書店、1983。藤岡謙二郎編『歴史的都市』(講座考古地理学3)、学生社、1985。この他、1960年代までの著作・論文については、矢守一彦『城下町研究ノート』、古今書院、1972、に詳しく紹介されている。
- 6) 武藤直「歴史地理学における封建都市研究」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座日本の封建都市 第一巻総説篇』、文一総合出版)、1982、353-354頁。
- 7) 例えは、伊藤好一『江戸の町かど』、平凡社、1987。菊池万雄編『近世都市の社会史』、名著出版、1987。
- 8) 玉井哲雄「都市史における都市空間研究」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ空間』東京大学出版会)、1987、131頁。
- 9) 玉井哲雄『江戸-失われた都市空間を読む』、平凡社、1986。高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ空間』、東京大学出版会、1989。同a『日本都市史入門Ⅱ町』、東京大学出版会、1990。同b『日本都市史入門Ⅲ人』、東京大学出版会、1990。高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集日本都市史』、東京大学出版会、1993。
- 10) 山近博義「近世後期の京都における寺社境内地の興行地化」、人文地理学43-5、1991、25-45頁。山近博義「近世京都における寺社地と市街地形成」、奈良女子大学文学部研究年報第37号、1993、19-36頁。金子晃之「近世後期における江戸行楽地の地域的特色—『江戸名所図会』からみた行動文化—」、歴史地理学176号、1995、20-43頁。
- 11) 菊地利夫『新訂歴史地理学方法論』、大明堂、1987。
- 12) 例えは、矢守一彦「御城下札ノ辻考—地域類型との関連において—」、歴史地理学 157、1992、43-57頁。山田志乃布「近世駿府町人地における地域的差異」、歴史地理学166、1993、20-33頁。
- 13) 中島義一「一万石大名の城下町 (第1報)、新地理10-2、1962、1-15頁。同a「一万石大名の城下町 (第3報) その1」、新地理13-1、1965、73-81頁。同b「一万石大名の城下町 (第3報) その2」、新地理13-3、1965、28-38頁。同「一万石大名の城下町についての一、二の資料」、歴史地理学紀要9、1967、175-187頁。
- 14) 前掲2)、1962。
- 15) 前掲5) 矢守、92-96頁。
- 16) 前掲1)、34頁。
- 17) 前掲13) a、13頁。
- 18) 前掲13) a、15頁。なお、領内政治における中心機能を重視する旨は別稿でもくりかえし述べている(中島義一『市場集落』古今書院、1964、21頁)。
- 19) 前掲13) a、5頁。
- 20) この都市概念は現代都市地理学の考え方を援用したものであるが、中島は「歴史地理学的な検討を行う場合に当たっても、なお充分用いられる概念である」という船越昭生の見解を紹介し、追認している(中島義一『市場集落』古今書院、1964、16頁)。
- 21) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典第7巻』、吉川弘文館、1986、467頁。
- 22) 前掲2) 1962。
- 23) 前掲13) c、28頁。また、吉田伸之は定府の下総実藩陣屋所在地北生実村の町並が藩の政治・経済と無関係であったと述べている(前掲9)、1990a、169頁)。
- 24) 前掲2) 1962、250-267頁。
- 25) 大越勝秋「泉州伯太陣屋町の研究」、地理学評論35-9、1962、31-39頁。
- 26) 前掲2) 1962、251頁。
- 27) 中林保「近世鳥取藩の陣屋町」、人文地理27-4、1974、86-102頁。
- 28) 矢野司郎「陣屋町の形態と構造について—近

- 江高島郡大溝陣屋の場合一」、歴史地理学紀要31、1991、153～168頁。
- 29) 土平博a「大和国田原本陣屋町の地域構造」、歴史地理学155号、1991、1～21頁。b「大和松山藩織田氏の廃絶にともなう居館・侍屋敷地区の耕地化」、歴史地理学171号、1994、19～33頁。
- 30) 前掲28)、154頁。
- 31) 前掲29) 1991、3～5頁。この点は既に中島が指摘している（前掲13、b、1965、29頁）。
- 32) 例えは、八杉淳「大溝城下の地域構造とその特質」歴史地理学紀要31、1991、169～188頁。
- 33) 矢内昭「乱川扇状地と長瀬」（藤岡謙二郎編『地形図に歴史を読む 第4集』、大明堂）、1972、44～45頁。森島允子「城下町園部と大堰川水運」（藤岡謙二郎編『地形図に歴史を読む 第4集』、大明堂）、1972、54～55頁。富岡儀八『塩道と高瀬舟—陰陽交通路の発達と都市の構造変化—』、古今書院、1973、197～199頁、207頁。小杉八朗『東北城下町の研究』、地人書房、1978、28～36頁。これらの著作で取り扱われたものは、出羽国長瀬、丹波国園部、備中国新見、但馬国豊岡、陸奥国黒石である。これらは陣屋町というべきものであったが、いずれも城下町として扱われている。
- 34) 前掲28)、および前掲32)。
- 35) 前掲1)、48頁。
- 36) 矢守一彦「近世日本の地域構造と中心集落」、地理16-1、1971、86頁。
- 37) 玉井哲雄「近世都市空間の特質」（吉田伸之編『日本の近世第9巻 都市の時代』、中央公論社）、1992、33頁。
- 38) 原田伴彦「日本封建都市論」（豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座日本の封建都市 第一巻総説篇』、文一総合出版）、1982、9頁。
- 39) 鈴木壽「旗本領の構造」、歴史学研究208号、1957、13-29頁。鈴木によれば、將軍の家臣として江戸に常住する旗本に対し、大名・交代寄合は藩領を基盤をおく封建領主で、支配領域との関係で江戸常住の旗本と異なっていた。
- 40) 定府大名の諸藩は大和国柳生の他に、以下の諸藩がある。七戸藩、守山藩、秋田新田（岩崎）藩、宍戸藩、府中藩、一宮藩、請西藩、吉井藩、糸魚川藩、黒川藩、椎谷藩、三日市藩、峰岡藩、鞠山藩、高富藩、相良藩、西大平藩、西端藩、野村藩、三上藩、宮川藩、山上藩、三草藩、丹南藩、櫛羅（新庄）藩、母里藩、浅尾藩、広島新田（安芸吉田）藩、西条藩、土佐新田藩、熊本（高瀬）新田藩。
- 41) 木村健校訂『旧高旧領取調帳 中国四国編』、近藤出版社、1988、139～140頁。
- 42) こうした新田藩はこの他にも、盛岡新田藩（七戸）、黒石藩（黒石）、秋田新田藩（岩崎）、米沢新田藩（米沢）、大垣新田藩（野村）、鳥取新田藩（鹿野）、鳥取新田藩（若桜）、広島新田藩（吉田）、長府新田藩（清末）、土佐新田藩（高知）、小倉新田藩（千束）、平戸新田藩（平戸）、熊本新田藩（高瀬）などがある。なお（ ）内は陣屋所在地。
- 43) 平山敏治郎「参勤交代する旗本」、人文研究7-8、1956、55～66頁。交替寄合衆のうち、出羽国矢島・生駒家、常陸国志筑・本堂家、大和国田原本・平野家、但馬国村岡・山名家、播磨国福本・池田家、備中国成羽・山崎家の6家は1868年の高直しによって立藩している。
- 44) 前掲10) 1990bによると、生実藩の在地家臣団割合は約1割（92名中、10名）、前掲39)で鈴木壽が報告した旗本の場合は約2～3割である。また、中島も越後国三日市藩を例に在地家臣団が少数であったと報告している（前掲13) 1965b、31頁）。
- 45) 前掲3) b、245-258頁。西村睦男「藩領人口と城下町人口」、歴史地理学111号、1980、1-15頁。
- 46) 定府大名から参勤大名に転じた例は、吹上、下妻、安房一宮、武藏金沢、荻野山中、与板の6例がある。少数ではあるが、これは定府と参勤の区別が固定的でなかったことを示している。